

令和元年10月農業委員会総会議事録

日 時 令和元年10月31日（木曜日）議事開始 午前8時54分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 谷口 克美 尾山 實文 田方 説夫 田上 みゆき

竹下 助範 稲田 優 下原 小枝子 栗下 章二

岩屋 美智子 田中 雄策

【推進委員】 山口 長徳 宮原 美實 川口 三雄 伊地知トシ子

高谷 千代子 増田 賢造 溝添 トミ子 吉留 律子

杉元 義男 宮田 吉人 山之内 秀樹 上畠 勝

赤川 リク子 永前 茂則 福迫 久利 中津 ゆみ子

園田 義保

欠席委員

【推進委員】 津口 えりこ

事務局職員

事務局長 吉留 伸也

事務局長補佐 鳥澤 庄司

農地調整係長 川上 大輔

農地調整係主任主事 松下 理恵

農地調整係主事 池田 哲也

農地調整係主事 加藤 雅也

議 題

報告第14号 農地等の合意解約について

報告第15号 農用地利用配分計画について

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第38号 農用地利用集積計画について

議案第39号 事業計画の変更について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

事務局長　それではただいまから令和元年10月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

谷口会長　【あいさつ・・・】

谷口議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。津口委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は27人で定足数に達しております。

谷口議長　これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、竹下委員と栗下委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第14号から報告15号及び議案第37号から議案第40号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

谷口議長　議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第14号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　報告第14号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は2件でございます。2ページをご覧ください。令和元年10月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順番にご説明いたします。

整理番号1番については、借り手の申出により、耕作ができないため解約するものです。現在、所有者よりあっせん申出書の提出があります。

整理番号2番については、JAの農地利用集積円滑化事業による貸借を解約するものです。現在、JAが担い手を探しているとの事でございます。

以上、ご報告いたします。

谷口議長　説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、次に報告第15号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 報告第15号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和元年度8月総会で委員の皆様へ審議して頂いた案件であり、令和元年10月1日付けで県知事より許可が下りた案件をご報告するものでございます。内訳としましては5件の10筆、4,852㎡となっております。詳細につきましては、4ページ記載のとおりです。以上、ご報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第37号についてご説明いたします。5ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転4件、合計4件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。6ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、1,016㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田2筆、786㎡の贈与です。7ページをご覧ください。

整理番号3番、田3筆、2,931㎡の贈与です。8ページをご覧ください。

整理番号4番、田3筆、畑2筆、計5筆、7,506㎡の贈与です。

以上、所有権移転4件です。皆様のご審議方、よろしくお願いたします。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第37号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願しております。各委員から報告をしていただきます。

まず、所有権移転、整理番号1番の土地を伊地知委員に、申請人「受人」の確認を上島委員にお願します。まず、伊地知委員にお願します。

伊地知委員 議長。

谷口議長 伊地知委員。

伊地知委員 整理番号1番の農地について、報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。農地は基盤整備済みで周辺一帯も基盤整備済みの水田地帯です。農地の形状、日照、用排水は良好でした。農地の現在の作付け状況は、水稻が作付けされていて、稲刈りが終わっていました。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に上島委員にお願します。

上島委員 議長。

谷口議長 上島委員。

上島委員 整理番号1番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で稲作主体の兼業農家で会社員でした。後継者は、おりません。受人は兼業農家ですが、所有農地の管理も行き届いており、地域の行事や水路清掃など参加するという事でしたので地域との調和について、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしくお願いたします。

谷口議長 次に整理番号2番の土地を尾山委員に、申請人「受人」の確認を赤川委員にお願します。まず、尾山委員にお願します。

尾山委員 議長。

谷口議長 尾山委員。

尾山委員 整理番号2番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はしてありません。申請農地周辺の状況は水田

地帯です。日照・接道・用排水は良好で問題ありません。申請農地の作付け状況は、耕運はされていますが、現在、何も作付けされていませんでした。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

谷口議長 赤川委員。

赤川委員 整理番号2番の受人の状況について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。受人は高齢ですが、会社勤めの後継者がおります。所有農地の管理も行き届いており、地域との調和について良好であることから、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしくご報告いたします。

谷口議長 次に7ページの整理番号3番の土地を中津委員に、申請人「受人」の確認を山口委員にお願いします。まず、中津委員にお願いします。

中津委員 議長。

谷口議長 中津委員。

中津委員 整理番号3番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周辺一帯は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に山口委員にお願いします。

山口委員 議長。

谷口議長 山口委員。

山口委員 整理番号3番の受人の状況について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で不動産業をしている稲作主体の兼業農家です。受人は兼業ですが所有農地の管理も行き届いており、権利取得後も水田として利用する事から周辺の農地、農業上の利用に影響することはありません。また、農薬の使用方法については、地域の条件に従うとの事でしたので地域との調和について、良好で何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしくご報告いたします。

谷口議長 次に整理番号4番の大字〇〇の土地を川口委員に、大字〇〇の土地を高谷委員に、申請人「受人」の確認を永前委員にお願いします。まず、川口委員にお願いします。

川口委員 議長。

谷口議長 川口委員。

川口委員 整理番号4番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。字〇〇の2枚の水田は、日照・用排水は問題ありません。畑かんのほ場整備事業の区域に入っております。また、字〇〇の畑は先入観があつて、耕作放棄地だと思つて現地に行ったら、きれいに畑に再生されていきました。周囲は山林に囲まれていますが、日照は良好です。あとひとつの字〇〇の水田は、日照・用排水は良好ですが、農地の形状はエビのような形をしており、管理が大変だと思ひました。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に高谷委員にお願いします。

高谷委員 議長。

谷口議長 高谷委員。

高谷委員 整理番号4番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。申請農地周辺は畑作地帯で現在耕運されており、接道・排水は良好です。日照については、山林に囲まれた地域ですが、申請農地については、良好です。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に永前委員にお願いします。

永前委員 議長。

谷口議長 永前委員。

永前委員 整理番号4番の受人の状況について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で大工をしている露地野菜主体の兼業農家です。後継者は、おりません。水田は飯米用に自分で作付けしています。あと畑は繁殖牛の生産農家に貸しているとの事でしたが、将来的には自分でやっていくとの事でした。渡人との関係は親子です。受人は兼業ですが、所有農地の

管理も行き届いており、地域との調和について、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 (事務局判断根拠説明)

谷口議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第37号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第38号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第38号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。9ページをご覧ください。今月の計画件数は9件で、内訳は、所有権移転3件、利用権設定6件となっております。利用権設定においては、農地中間管理事業が1件となっております。申出人の住所・氏名、期間、備考欄に關しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。はじめに、所有権移転関係についてご説明いたします。10ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、316㎡の贈与です。譲受人へ電話で確認を取ったところ、譲受人、譲渡人には親戚関係はありません。譲渡人が遠方、〇〇に居住のため、耕作ができないので隣接する譲受人へ贈与するもの

です。13ページをご覧ください。

整理番号2番、田6筆、畑9筆、計13、358㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。14ページをご覧ください。

整理番号3番、畑2筆、5、152㎡の売買です。福迫委員の掘起しです。こちらは、農地売買等事業一時貸付タイプによるものです。一時貸付タイプは農業振興公社が譲渡人から買入後、約5年間、譲受人との間で利用権設定による賃貸借を行い、その後、譲受人へ売買による所有権移転を行います。譲受人と公社との利用権設定については、後ほど利用権設定整理番号5番にてご説明いたします。価格は総額〇〇円です。続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、今月も借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。15ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、1、332㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田2筆、1、270㎡の賃貸借です。こちらは上畠委員の掘起しとなります。譲渡人は〇〇の認定農業者であり、平成31年1月総会にて、基盤法で田2筆を取得しましたが、現在都合により耕作ができないため、利用権設定を行うものです。16ページをご覧ください。

整理番号3番、畑2筆、3、177㎡の賃貸借です。

整理番号4番、畑1筆、3、481㎡の賃貸借です。17ページをご覧ください。

整理番号5番、畑2筆、5、152㎡の賃貸借です。こちらは先ほどご説明致しました、所有権移転整理番号3番の関連となります。約5年後に農業振興公社より譲受人に売却の予定となります。18ページをご覧ください。

整理番号6番、畑3筆、4、846㎡の賃貸借です。こちらは農地中間管理事業となります。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作

業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします

谷口議長　それでは、議案第38号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

竹下委員　議長。

谷口議長　竹下委員。

竹下委員　所有権移転整理番号2番ですけど受人の方が非常にご高齢なんですけど後継者等がおられるのかどうか、お聞きします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　売買の所有権移転整理番号2番でよろしかったでしょうか。

竹下委員　はい。

事務局　受人の方はたしかに〇〇歳ということでちょっと高齢でございます。ご子息はおられますが、市内にはいらっしゃらない状況です。ただ、今、積極的に農地集積、所有権移転等をしています。農業について、前向きに元気に頑張っていらっしゃるような状況です。以上です。

谷口議長　はい、竹下委員よろしいでしょうか。

竹下委員　はい。

下原委員　議長。

谷口議長　下原委員。

下原委員　地区担当委員として、ご報告いたします。同じ〇〇自治会なんですけど譲受人は退職後、農業をしたいとの事で周辺の農地をたくさん買っていたいでいます。今回、譲渡人の農地の中に何筆か遊休農地が入っていて、地区担当委員としては、買っていただいて、本当にありがたいなあと思っています。とにかく高齢であります、農業は一生懸命にされています。その姿を見て、力をもらっています。どうかよろしくお願ひします。以上です。

上畠委員　議長。

谷口議長 上島委員。

上島委員 私は今年の6月に本人宅を訪問した経緯があります。その時、田植えの真っ最中でこのような大変な事は初めてしたと、年をとって、誰かに農地を預けないといけないと話されました。その後、元気になられたんだと思いますけれど。その時、私にまとまった農地があったら、教えて欲しいと言う事でした。それでは、何を作付けしますかと聞いたんですが。後継者という方は〇〇でお医者さんですが、その人に言うべきではないのですが、何かこの人は趣味でやっているようですので。先ほど話したとおり、もう作物を作るのが大変だという事なので、今後、非常に農地を集積されても将来的に見て、危惧される状況です。ただ、私が農業委員に初めてなった時に農業に定年はないと言われましたので、結構じゃないですかね。

尾山委員 議長。

谷口議長 尾山委員。

尾山委員 ここに全筆〇〇円と記載がありますが、この件につきまして、譲受人から相談が有りました。少し面識が有りましたので田と畑の価格について、尋ねて来られました。だいたいの相場について、お話ししましたが、譲渡人と相談してくださいと言いました。お互いに納得した上で売買されれば、いいのではないかともしました。だから価格については、総会資料で初めて知ったしだいです。以上です。

栗下委員 議長。

谷口議長 栗下委員。

栗下委員 私たちの地域でも今まで大きな面積で過去何回か出てきましたが、売り手は多いけど買い手がいなくて苦慮します。さきほど上島委員がおっしゃられた通り、農業に定年はありませんので買ってくれる人は非常にありがたいので大賛成なのでこれからもどんどん協力していただきたいと考えます。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 いろいろなご意見を聞かしていただきまして、ありがとうございました。それから現在の自作地が約〇〇h a あるという事でものすごい面積なので後継者もないという事であれば、この先はどうなるのだろうかという疑問がありました。この広い面積が遊休化していくという事は許されないことなので何か事がありましたら、事務局でご確認していただきたいと思います。以上です。

谷口議長 何か事務局からありますか。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 委員の皆様方からいろいろ地域の実情や譲受人のお話を頂きまして、事務局としてもありがたいところです。今年に入りまして、結構な面積を集積していますが、お話があった後継者がいないという事でも遊休農地になってしまうと大きな面積になりますが、農地を集積しているのもしもの時は経営を移譲しやすいので譲受人には、今後、いろいろお話をしたいこうと考えているところです。以上です。

谷口議長 将来的にもいろいろ考えておるという事だと思います。

福迫委員 議長。

谷口議長 福迫委員。

福迫委員 私の意見を言わせていただきます。この間、この前の総会の後に譲受人の〇〇aある農地が〇〇の〇〇の近くにあるんですが、この間、見に行っただんですが、正直言うと荒れたままです。びっくりしたんですけどもここの田んぼを先週も何回か見に行っていますが、半分は捨てづくりです。水を入れて、ずっと垂れ流しですね。田んぼは、だいたいヒエが生えてきます。水を溝に流すんですが、私の隣に流れるものですから水がこぼれるので私が水を止めるんです。今度はヒエが流れてくるものですからヒエを取ってですね。それで確かに買うのはいいんですけど、話したですよ。どのくらい持っていらっしゃるのですかと聞いたら、〇〇～〇〇h aかなと。まだ買われるのですかと聞いたら、もう買わないとの事でした。この

間です。今、見たらまた、びっくりする。確かに植えるんですけどもその田んぼの確かにいい所は、草払います。年に5～6回払います。それで草はそんなに生えないんですけど、その中身ですね。水が溢れるのとヒエがものすごく出てきます。これ以上するとですね、ヒエの田んぼからヒエが流れてくると。それと水をいったん入れれば、その割には本当だったら200kg取れるかなと思ったんですよ。だいたい200kgぐらい取れるんですよ。手を入れずに400kg取れるというのが、一番いいと思うんですけど。こんな風にされていて、買ってもらうのもどうかなあというものもあります。

谷口議長 前々からたくさん水田を買っていますが、我々の感覚からすれば、合わないという状況にあります。たしかに前々からよく話題にはなっていたんですけど。えびの市の水田あるいは畑など管理をしていただくという点についてはですね、非常に我々から見れば、スーパーマン的な力を発揮されていていらっしゃるのかなという風に考えております。今後も皆様方のお知恵と機会があれば、さっき言われた指導等をおこない、頑張ってくださいと思います。このように考えるところですので委員の皆様方もひとつよろしくお願いします。他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第38号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に、議案第39号「事業計画の変更申請について」、議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第39号「事業計画の変更申請について」ご説明します。今月の事業計画変更件数は7件でございます。20ページをご覧ください。

整理番号1番から3番までは同一事業の為、併せてご説明します。20ページから22ページとなります。申請地は大字〇〇、田1筆、畑2筆、計3筆、面積計2,810㎡を、平成28年9月20日に太陽光発電施設で転用許可を取った計画に、今回、新たに申請地を追加することにより、事業計画内容に変更が生じたため、申請するものです。申請地以外の場所は現在、工事中でございます。後ほどの議案第40号整理番号2番から4番で5条許可申請書が提出されています。変更の内容につきましては、事業計画者である譲受人が今回「〇〇」から「〇〇」に変更され、申請地が3筆追加されたことから全体の事業計画面積が577,635.17㎡から580,445.17㎡に変更となります。申請地の取得費は3筆で〇〇円になります。また、今回の申請地は事業計画地内の緑地帯等に該当し、パネルの枚数等及び排水計画に変更はありません。23ページをご覧ください。

整理番号4番から7番までは同一事業の為、併せてご説明します。23ページから26ページになります。申請地は大字〇〇、田6筆、面積計8,791㎡を、令和元年8月8日に太陽光発電施設で転用許可を取った計画に、今回、新たに申請地を追加することにより、事業計画内容に変更が生じたため、申請するものです。申請地は前回の申請時に未相続農地であったため、事業計画区域外で申請されませんでした。相続登記が完了したため、事業計画区域内に取り込まれ、申請するものです。後ほど議案第40号整理番号5番から8番で5条許可申請書が提出されています。変更後の内容につきましては、新たに申請地6筆が追加され、全体の事業計画面積が252,749㎡から261,540㎡に変更となります。申請地の取得費は6筆で〇〇円になります。また、今回の申請地は事業計画地内の緑地帯等に該当し、パネルの枚数等及び排水計画に変更はありません。

ん。その他の内容につきましては、変更はありません。27ページをご覧ください。

議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。許可申請件数は9件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。28ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、215㎡を昭和60年頃に譲渡人の父が住宅と物置を建築しましたが、今回、名義変更手続中に申請地が農地のままである事が判明したため、追認申請するものです。権利関係は贈与です。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理します。

続きまして、整理番号2番から8番までは先程議案第39号で説明いたしましたので割愛いたします。28ページから30ページになります。30ページをご覧ください。

整理番号9番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,528㎡を畜舎用地として申請するものです。権利関係は使用貸借です。工事期間は令和元年12月1日から令和2年2月末までとなっています。事業費につきましては、建築費が〇〇円を全額融資により対応するとの事でございます。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理します。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第39号及び第40号については、30日、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会から報告をお願いします。

田方第1小委員長 議長。

谷口議長 田方第1小委員長。

田方第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、10月30日に、委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、事業計画変更7件、5条9件でございます。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

事業計画変更の議案第39号、整理番号1番から3番については同一事業の為、併せてご説明いたします。申請内容につきましては先程、事務局

から説明があったとおりでございます。場所は〇〇地区です。〇〇から南西に約1.1kmのところに位置します。第1〇〇発電所になります。平成28年9月に許可を得た大規模太陽光発電施設について新たに申請地を追加するとの事でございます。現在、許可を得た土地については工事中でございます。申請地の状況ですが、周辺一帯を転用する為、農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号4番から7番については同一事業の為、併せてご説明いたします。申請内容につきましては先程、事務局から説明があったとおりでございます。場所は〇〇地区です。〇〇から北東に約600mのところに位置します。第2〇〇発電所になります。令和元年8月に許可を得た大規模太陽光発電施設について新たに申請地を追加するとの事でございます。申請地の状況ですが、周囲一帯を転用する為、農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、農地法第5条の議案第40号、整理番号1番についてご説明いたします。昭和60年頃、譲渡人の父が住宅と物置を建築しましたが、今回、名義変更をしようとしたところ申請地が農地のままである事が判明したため、追認申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南西に約400mのところに位置します。申請地の状況は、宅地と農地に接していますが、申請地はすでに約35年前から宅地化しており、境界部分はブロックが設置されている事から隣接農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番から8番までは先程の議案第39号の事業計画変更で説明いたしましたので割愛いたします。

続きまして、整理番号9番についてご説明します。申請人は市内の繁殖牛の生産農家の後継者です。今回、25頭の増頭を計画しましたが、新たに畜舎及び堆肥舎が必要となるため申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から北西に約700mのところに位置します。申請地の状況は市道と申請人の父である貸渡人所有の宅地と農地に囲まれている

ことから農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重・審議しました結果、事業計画変更申請7件、農地法第5条申請9件、計16件については、全会一致で許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

谷口議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。よりまして、今月の議案第39号及び議案第40号の計16件につきましては、転用許可基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

谷口議長 ただ今、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。議案第39号整理番号1番から3番及び議案第40号整理番号2番から4番は同一事業であるため、一括して審議いたします。また、議案第39号整理番号1番から3番を除いた議案第39号及び議案第40号整理番号5番から8番は同一事業であるため、一括して審議いたします。最初に議案第39号整理番号1番から3番及び議案第40号整理番号2番から4番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第39号整理番号1番から3番及び議案第40号整理番号2番から4番に対する第1小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第39号整理番号1番から3番、

議案第40号整理番号2番から4番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。議案第39号整理番号1番から3番、議案第40号整理番号2番から4番は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に議案第39号整理番号1番から3番を除いた議案第39号、議案第40号整理番号5番から8番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第39号整理番号1番から3番を除いた議案第39号、議案第40号整理番号5番から8番に対する第1小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第39号整理番号1番から3番を除いた議案第39号、議案第40号整理番号5番から8番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。議案第39号、議案第40号整理番号5番から8番は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。それでは、残りの議案第40号整理番号1番及び9番について、審議します。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第40号整理番号1番及び9番に対する第1小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第40号整理番号1番及び9番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。議案第40号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時 5分